

第3章 貴族政治と国風文化 3. 荘園と武士

	天皇	政権担当	律令制にかかわる主な改革	主要なできごと
9世紀	桓武	・	<u>班田を、6年一班から12年一班とする</u>	
		・	雑徭を30日へと半減	
	嵯峨	藤原冬嗣	『弘仁格式』を編纂	810 平城太上天皇の変 (菓子の変)
	・	・	大宰府管内に <u>公営田</u> が設けられる	
10世紀	・	藤原良房	『貞観格式』を編纂	842 承和の変 866 応天門の変
	・	・	<u>(このころ班田があまり行われなくなる)</u>	
	・	藤原基経	畿内に官田が設けられる	887 阿衡の紛議 894 遣唐使派遣中止
	醍醐	藤原時平	<u>最後の班田収授</u>	
10世紀	・	・	『延喜格式』編纂、延喜の荘園整理令	
	村上	・	乾元大宝鑄造	935～承平・天慶の乱

(1) 国司の地方支配

- ※ 「国司」…陸奥国、武蔵国といった「国」の長 守・介・掾・目の区別がある（四等官）
中央の中下級貴族が任命されて現地に赴任 任期は原則4年

②しかし、職務は主に徴税・裁判と農業経営の推進

- ※ 902年より後、戸籍作成・班田収授が全く行われない → 政府は一定額の税を中央政府に納入することを国司に義務付ける代わりに、国司の地方統治にはあまり干渉しなくなる

④その結果 国司に任命されることが、「金もうけ」のための手段となっていく

- ※ 国司の最上位者（「受領」）の中には、任地に赴任して徴税を厳しく行う者も現れた
「悪徳受領」の代表例：（ずいぶん）

- ・ [藤原元命] : 988年、[尾張] 国の「郡司百姓等」と対立し、訴えられて、その結果、国司をクビになった人 (cf. 「尾張国郡司百姓等解」 → 教P79)
- ・ [藤原陳忠] : 『今昔物語集』に逸話…「[受領ハ倒ル所ニ土ヲツカメ]」

- ※ 国司は本来、任地に赴任して職務を行うのであるが、任命されても赴任せず、収入のみを得る国司が現れた (= [遙任] (国司))

※ 関連語句

(じやう) [成功] = 私財を出し朝廷儀式や寺社造営を行う代わりに官職に任命してもらう

(じやう) [重任] = [成功] などよって、同じ官職に再任されること

[在庁官人] = 地方在住の在地有力者で、国衙の役人を務めている者

… [田堵] であり [開発領主] であり武士であるケースが多い

[目代] = 受領が任地に赴任しない時、代わりに [留守所] へ派遣される (もくだい)

9世紀なかごろ以降、戸籍・計帳はほとんど作成されなくなった

→ 租や調、庸などの税を、従来の徴税方法で徴収するのは難しくなった

↓ → 9世紀、[公営田] (太宰府管内)、[官田] の設置で税收確保

10世紀、戸籍・計帳を全く作成しない状況に → 国司は公領 (国司が支配する公の土地) を、

名(み)とよばれる単位に分割し、耕作と徴税を請け負わせた。

…「人に対する課税 (人頭税)」を原則とする律令制から、「土地に対して課税」する新しい制度への転換

Q: ひとつの名の広さはどういう？

A: おおよそ現在の「大字」くらいとイヘー

して下さい

ex 七北田、野村、岩切 など…

10世紀
地方支配に
大きな変化
が起った

10世紀には
悪徳受領が
も現れた

9世紀の動き

10世紀の動き

(2) 荘園の発達

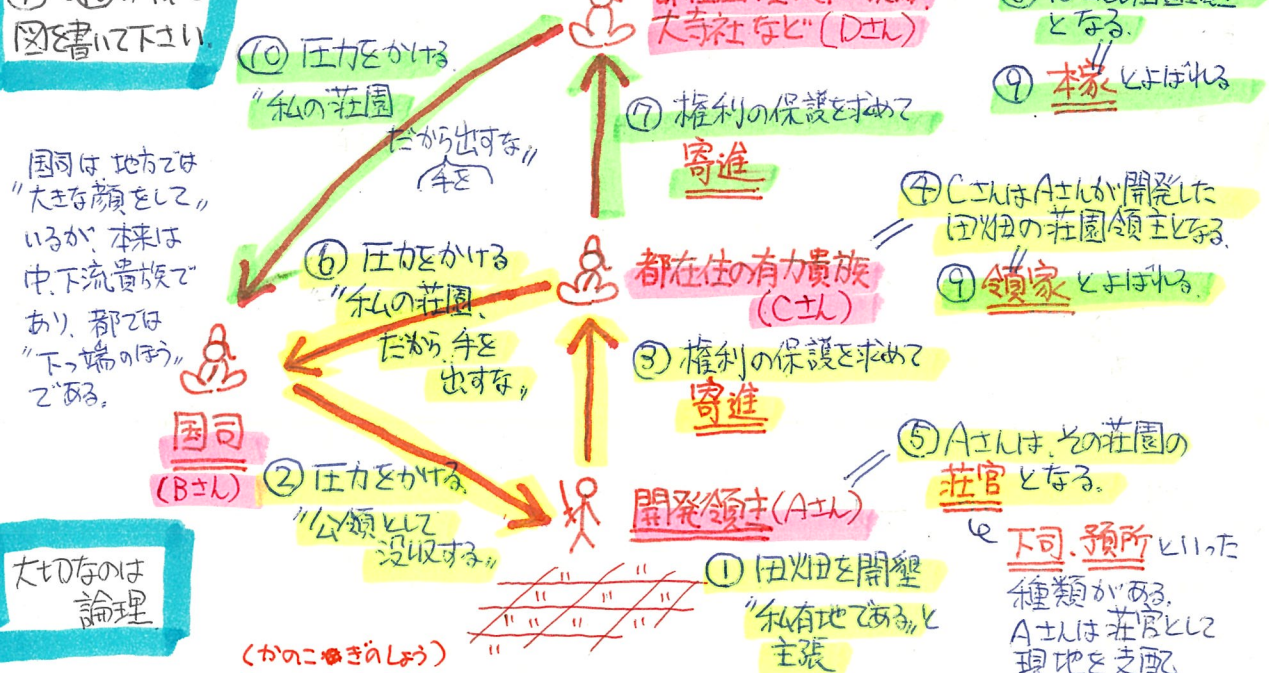
※ **[初期荘園]** (8世紀~9世紀ごろ) ... 743年 **[墾田永年私財法]** 制定がきっかけ

... 周辺に住む農民を荘園領主が雇って耕作させていたため、律令制が崩壊し政府が農民を掌握できなくなると、運営が難しくなり、消滅していった

※ **[寄進地系荘園]** (11世紀以降 12世紀前半ごろ激増)

... **[寄進]** (=権利の保護を求めて、貴族や大寺社へ所有権を譲り渡す行為)

①~⑩の順で 図を書いて下さい。



cf. 肥後国 **[鹿子木荘]** (寄進の歴史を述べた史料で有名 → 教 P81 史料)

※ 荘園は本来 **[輸租田]** であるが、しだいに **[不輸]** の権 (= 不輸租の権、租の納入を免除される権利) を認められる荘園が増加していった

ちなみに、**符**とは、役所が発行する書類のこと。太政官が出す符が**太政官符**。

[官省符荘] = **[太政官符]** と **[民部省符]** の発行を受けて
不輸租が認められた荘園

[国免荘] = **[国司]** (租の徴収を司る) によって不輸租が認められた荘園
国司が、租の納入を免除するから、**国免荘**。

※ さらには、**[不入]** の権 (= 国司が徴税調査のために派遣する **[検田使]** の荘園内立ち入りを拒否する権利) を獲得する荘園も現れた

「うちの荘園は、不輸を認められていたから、検田使が入りにくい」

※ 政府は、荘園の拡大を阻止しようとした (国司の利益を守る意図がある) 性質はないはずだ。

ex. 1045年 寛徳の荘園整理令

1069年 **[延久の荘園整理令]** (by **[後三条天皇]**)

※ しかし **[院政期]** (11世紀後半から12世紀) には **[寄進地系荘園]** が全国のかなりの部分を占めるようになった → 教 P89

荘園整理を徹底しようとして認可の基準を明確化したことが、かえって荘園の増加を促すことになった側面もある

第3章 貴族政治と国風文化 3. 荘園と武士

(3) 地方の反乱と武士の成長

○ 武士の発生と地方の反乱

- ※ 武士はどのように登場したのか？ さまざまな学説があり、明らかになっていない
- ア 受領がそのまま地方に土着して在地有力者となり、武装して武士化
 - イ 地方にすむ在地の有力者（田堵など）が、武装して武士化
 - ウ 五衛府など、中央政府の軍事機関の影響 弓などの武器を扱うには熟練の技術が必要
 - エ 「〔滝口の武士〕」（9世紀末、天皇を護衛するために置かれた武士組織）の影響
 - オ 押領使、追捕使など、平安時代前半以降、地方に設置された軍事機関の影響
 - カ 「軍事貴族」（都の貴族で武略に優れ、一目置かれている人々）の存在

ex. 〔藤原隆家〕：摂関家出身の公卿
大宰権帥として赴任中だった 1019年、〔刀伊の入寇〕 に対処

なせも入試では （女真人の船団が博多を襲撃した事件）
頻出事項 西暦も覚えよう

※ 武士発生期の反乱

- ・ 10世紀前半～なかがごろ、〔a 平将門〕 が一族内の争いから反乱を起こす
→ 関東地方ほぼ全域を一時占領、〔新皇〕 と称する
→ 〔藤原秀郷〕 や、平氏一族の 〔b 平貞盛〕 によって滅ぼされる
- ・ 10世紀前半～なかがごろ、〔c 藤原純友〕 が瀬戸内海 ^{すみと} の海賊を率いて反乱を起こす
→ 大宰府や、瀬戸内海一帯を襲う
→ 〔d 源経基〕 らによって滅ぼされる
- …平将門と藤原純友、両者の反乱を合わせて 〔承平・天慶の乱〕 と呼ぶ

9世紀なかがごろの年号

（伊賀平氏）
桓武平氏
平清盛の
二先祖

※ 平安時代の主な戦乱（11世紀ごろまで）

乱の名称	年代	反乱を起こした人	鎮圧した人
<u>承平・天慶の乱</u>	<u>10世紀前半～なかがごろ</u>	（関東） <u>〔a 平将門〕</u>	<u>〔藤原秀郷〕</u> <u>〔b 平貞盛〕</u>
		（西国） <u>〔c 藤原純友〕</u>	<u>〔d 源経基〕</u> <u>ご先祖</u>
<u>平忠常の乱</u>	<u>1028年～</u>	<u>〔e 平忠常〕</u>	<u>〔f 源頼信〕</u> <u>祖父</u>
<u>前九年合戦</u>	<u>1051年～</u>	<u>〔g 安倍〕氏</u>	<u>〔h 源頼義〕</u> <u>父</u> <u>〔i 源義家〕</u> <u>孫</u>
<u>後三年合戦</u>	<u>1083年～</u>	（内紛） <u>〔j 清原〕氏</u>	（介入） <u>〔i 源義家〕</u> <u>ご先祖たち</u>

いけみ
清和
源氏
源頼朝
の
ご先祖
たち

○ 「武士の棟梁」による武士の組織化

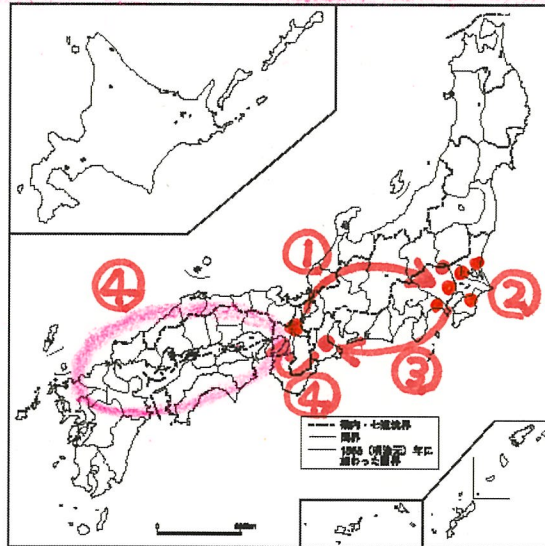
- ※ 各地の武士たちは「〔武士の棟梁〕」と主従関係を結び、その下に組織化される

「武士の棟梁」として周囲から認められるのは…

- ・ 〔桓武〕 天皇を祖とする 〔桓武平氏〕 の一族 …その子孫が 平清盛
- ・ 〔清和〕 天皇を祖とする 〔清和源氏〕 の一族 …その子孫が 源頼朝
- ・ 〔藤原秀郷〕 を祖とする 〔奥州藤原氏〕 の一族 …その子孫が 藤原清衡

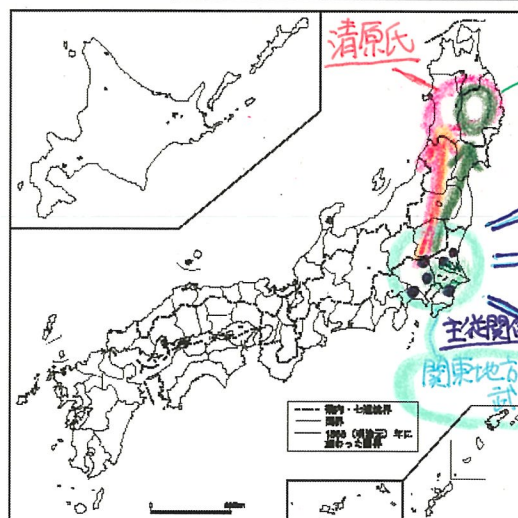
※ 桓武平氏

- ① 9世紀後半、桓武天皇のひ孫 [平高望] が関東地方に定着 子孫が関東地方各地に
- ② 10世紀なかごろ、[a 平将門] が乱を起こし [新皇] と称する。
藤原秀郷や、平氏一族の [b 平貞盛] が乱を鎮圧 (承平・天慶の乱)
- ③ その後 [b 平貞盛] の子孫が伊勢国へ移住 (=伊勢平氏) 関東に残った平氏一族も多い
- ④ 11世紀以降、伊勢平氏は上皇・院政と結びつき中央政界に進出
→国司など西日本の要職に任命され、西国の武士たちを組織化



※ 清和源氏

- ① 10世紀なかごろ、藤原純友の反乱を [d 源経基] が鎮圧 (承平・天慶の乱)
 - ② 源満仲が摂津国に定着 このころ摂関家の家来となる cf.969年安和の変
 - ③ 1028年に起こった [e 平忠常] の乱を、[f 源頼信] が鎮圧
この乱の前後に [f 源頼信] と関東地方の武士たちとの間に主従関係ができた
 - ④ 1051年より [h 源頼義] ・[i 源義家] 父子が、関東地方の武士たちを率いて東北地方に攻め込み、[g 安倍] 氏を滅ぼす (= [前九年合戦])
 - ⑤ 1083年より [i 源義家] が、[j 清原] 氏内部の争いに乗じて関東地方の武士たちを率いて東北地方に攻め込み、勢力拡大をめざす (= [後三年合戦])
- ・③、④、⑤を通じて清和源氏は関東地方の武士たちと主従関係を結び、彼らを組織化



安倍氏

源頼信(祖父)

源頼義(父)

源義家(孫)

主従関係

関東地方の武士たち

平忠常の乱
(1028年~)

前九年合戦
(1051年~)

後三年合戦
(1083年~)